

答 申 情 第 7 7 号

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 9 年 7 月 6 日付け都住政第 1 9 0 号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

特定優良賃貸住宅の建築調査の結果がわかる文書等の不存在による非公開決定事案 (諮問
情第 1 1 4 号)

(別紙)

1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、平成29年5月23日に、諮問庁の住宅政策課に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、文書の公開を請求した。

その後、審査請求人から請求内容について、平成29年5月24日付で補正がなされ、最終的には次の内容の請求（以下「本件請求」という。）となった。

請求内容

ア 平成26年度から平成27年度ころに京都市特定優良賃貸住宅●●団地及び■■団地（以下「両団地」という。）の建築調査（共用廊下の幅員の調査を除く）を住宅政策課及び建築審査課が合同で行った結果がわかるもの及び建築調査の際に撮影された写真（カラー）（以下「本件請求1」という。）

イ 上記の2団地京都地方裁判所平成28年（行ウ）第▲▲号事件の甲第49号証及び甲第50号証の構造計算書の有無及び内容が建築基準法に適合しているか否かの確認を住宅政策課が4月28日以降に行った結果がわかるもの（以下「本件請求2」という。）

(2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成29年6月7日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

1. 住宅政策課において、請求に係る文書は作成しておらず、また、請求に係る写真は存否を確認したが、存在が確認できなかったため。

2. 住宅政策課において、請求文書は存在しない。

なお、構造計算書を保有する京都市住宅供給公社で、構造計算書の存在を確認した。

また、同構造計算書が建築基準法に適合しているか否かの確認は京都市住宅供給公社が行っている。

(3) 審査請求人は、平成29年6月9日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

4 諮問庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人が求めているのは、以下の文書である。

ア 本件請求1に係る文書について

平成26年度から平成27年度ころに両団地に関して、建築調査（共用廊下の幅員の調査を除く。）を都市計画局建築指導部建築審査課（以下「建築審査課」という。）及び当庁が合同で行った結果がわかるもの及び当該建築調査の際に撮影された写真

イ 本件請求2に係る文書について

両団地に関する構造計算書の有無及び内容が建築基準法に適合しているか否かの確認を当庁が平成29年4月28日以降に行った結果がわかるもの

(2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

ア 本件請求1に係る文書について

審査請求人は、両団地において、特優賃住宅基準に不適合な住戸等があることから、当該団地の認定事業者（オーナー）に対して支出した補助金が違法であるとして、平成26年3月14日に、京都市長に対し「平成26年（行ウ）□□事件」住民訴訟を提起した。所管課は当庁である。

平成27年3月ごろ、当庁は、上記住民訴訟に係る建築基準法に関する相談を建築審査課に行った。

平成27年4月に、両団地の現状を把握するために、当庁及び建築審査課とで、両団地に関する調査を行っている。

この点、当時の担当者に聴き取りを行ったが、当該調査は、単に両団地の現状を視認し、状況を把握するものであったことから、請求に係る文書の作成はしていないとのことであった。

なお、当該調査時の写真の存否について、当時の担当者から引き継いだ書類を確認するとともに、当庁が所管するパソコンの共有フォルダを検索したが、存在が確認できなかった。

したがって、当庁において、本件請求1に係る文書は存在していないため、本件処

分を行った。

イ 本件請求2に係る文書について

はじめに、構造計算書とは、建築物が、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造であるかを確かめるための計算を行った書類である。

また、●●団地は平成9年度、■■団地は平成10年度に建築されたが、両団地の建築主は京都市住宅供給公社である。

それにより、両団地の構造計算書については、京都市住宅供給公社によって作成され、保有（当該団地の認定事業者から預かり、保管）されている。

他方、両団地を建築する際、建築主である京都市住宅供給公社は、建築基準法第18条第2項に基づく計画通知を当庁に提出するが、当該計画通知の中に構造計算書が含まれていないことから、当庁は所有していない。

両団地に係る計画通知の時点では、構造計算書は、建築基準法上、京都市への提出資料に含まれていなかったため、提出も要しないものであった。

なお、その後、平成19年6月20日に改正された建築基準法施行規則第8条の2第1項に基づき、計画通知と併せて、構造計算書の提出が義務付けられている。

また、平成29年4月28日に、審査請求人から当庁に対して、両団地の構造計算書の有無及び内容が建築基準法に適合しているか否かの確認をするよう申出があった。

当庁としては、改めて確認しなければならない具体的な根拠及び責務はないものの、構造計算書が京都市住宅供給公社によって作成されていることの確認を任意で行い、構造計算書が有ることを確認した。

これについては、平成29年5月頃に審査請求人が当庁に来訪された際に口頭で伝えられている。

なお、当庁は、上記確認に際して、構造計算書の写しなどは取得していない。

したがって、当庁において、本件請求2に係る文書は存在していないため、本件処分を行った。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

(1) 本件請求1に係る処分について

請求人を原告とし、京都市長を被告とする京都地方裁判所に於ての行政訴訟事件の被告準備書面の記載事項は、当該建築調査に基づくものである。請求対象公文書を不存在とする理由は、根拠がない。

(2) 本件請求2に係る処分について

住宅政策課は、京都市特優賃事業の担当所管である。

京都市特優賃認定要件である京都特優賃建設基準1条の建築基準法例適合の確認は、実施機関の所掌事務であり、責務である。

又、京都市住宅供給公社は、当該構造計算の建築基準法適合の確認を行う立場でない。請求対象公文書を不存在とする理由は、根拠がない。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

ア 本件請求1に係る文書について

平成26年度から平成27年度頃に両団地に関して、建築審査課及び諮問庁である住宅政策課が合同で行った建築調査の結果が分かる文書及び建築調査の際の写真のうち、共用廊下の幅員の調査に係る部分を除いたものであると認められる。

イ 本件請求2に係る文書について

両団地に関する構造計算書に加え、当該構造計算書の内容が建築基準法に適合しているか否かについて住宅政策課が平成29年4月28日以降に行った確認の結果が分かるものであると認められる。

(2) 本件処分について

ア 本件請求1に係る処分について

(ア) 平成26年度から平成27年度頃に行つたとされる合同で行つた建築調査について、当審査会が諮問庁に説明を求めたところ、次のとおりであった。

平成26年3月14日に、審査請求人は京都市長に対し訴訟を提起しており、その所管課は住宅政策課である。

その後、平成27年3月頃に、当該訴訟に係る建築基準法に関する相談を建築審査課に行い、平成27年4月に、両団地の現状を把握するために、住宅政策課と建築審査課とで、合同視察を行つたものである。しかし、当該視察は、単に両団地の現状を視認し、状況を把握するものであつて、特段請求に係る文書は作成していない。

なお、当該調査時の写真の存否について、当時の担当者から引き継いだ書類を確認するとともに、当庁が所管するパソコンの共有フォルダを検索したが、存在が確認できなかったものである。

(イ) 上記の訴訟と合同視察に関して、審査請求人は、「請求人を原告とし、京都市長を被告とする京都地方裁判所に於ての行政訴訟事件の被告準備書面の記載事項は、当該建築調査に基づくものである。請求対象公文書を不存在とする理由は、根拠がない。」と主張している。

(ウ) 当審査会が諮問庁に確認したところ、合同視察の主な目的は、当該訴訟の過程で、共用廊下の幅員に関することが争点の一つであったことを受けて、当該共用廊下の幅員の状況について確認するために実施したものであるとのことであった。

また、諮問庁の説明によると、当該訴訟が提起されたことを受けて、合同視察の前に、単独で両団地における共用廊下の幅員に関する調査（以下「住宅政策課調査」という。）を行っていたとのことであり、住宅政策課調査に基づいて当該訴訟の被告準備書面を作成したものであるとのことであった。

そのうえで、その後に建築審査課に対して、共用廊下の幅員に関して構造的な側面からの新たな意見等を求めて、合同視察を行ったものであり、当該合同視察の結果、建築審査課からは新たな意見等は出なかったとのことであった。

(エ) これらのことからすると、諮問庁は、両団地の共用廊下の幅員に関する合同視察を行ったものの、建築審査課から新たな意見等が出ず、既に実施された住宅政策課調査に特段の意見を付することもなかったことから、合同視察に関する文書を作成しなかったとしても、このことについて不自然な点はない。

イ 本件請求2に係る処分について

(ア) 審査請求人は、次のとおり主張する。

住宅政策課は、京都市特優賃事業の担当所管である。京都市特優賃認定要件である京都特優賃建設基準1条の建築基準法例適合の確認は、実施機関の所掌事務であり、責務である。

(イ) 審査請求人は、本件請求2のうち両団地に関する構造計算書について、特定優良賃貸住宅事業の所管課である住宅政策課が、特定優良賃貸住宅の供給計画を認定する際に、両団地の構造計算が建築基準法令に適合しているか否かの確認を行う責務を有しており、住宅政策課は構造計算書を保有していると主張しているものと解される。

(ウ) そこで当審査会は、特定優良賃貸住宅の供給計画の認定を行う際に、建築主に構造計算書の提出を求めるのかどうかについて住宅政策課に説明を求めたところ、両

団地が建設された当時（以下「当時」という。）も現在も、当該認定の際に建築主に対して構造計算書は求めていないとのことであった。

(エ) 当審査会は、京都市特定優良賃貸住宅供給計画認定申請書（以下「認定申請書」という。）及びその添付書類が定められている当時の京都市特定優良賃貸住宅供給促進制度実施要綱を見分したところ、添付書類として構造計算書は明記されておらず、また、認定申請書自体にも構造計算に関する事項を記載するところは認められなかった。

(オ) 当時、建築主の計画している建築物が建築基準法に適合しているかどうかの審査を受けるために京都市に提出する計画通知の中にも構造計算書は含まれていない状況に鑑みても、特定優良賃貸住宅の供給計画の認定の申請の添付図書に含まれていない構造計算書を、諮問庁の住宅政策課があえて取得する特別な事情は見当たらないことからすれば、両団地に関する構造計算書を保有していないとの諮問庁の主張に不自然な点は認められない。

(カ) なお、諮問庁の説明によると、当時、両団地の構造計算が建築基準法上、適正であったとの確認は、建築主である京都市住宅供給公社が責任を持って行っているとのことであった。

(キ) 本件請求2のうち、「住宅政策課が平成29年4月28日以降に行った確認の結果が分かるもの」について、諮問庁は次のとおり説明している。

平成29年4月28日に、審査請求人から当庁に対して、両団地の構造計算書の有無及び内容が建築基準法に適合しているか否かの確認をするよう申出があった。

当庁としては、改めて確認しなければならない具体的な根拠及び責務はないものの、構造計算書が京都市住宅供給公社によって作成されていることの確認を任意で行い、構造計算書が有ることを確認した。

これについては、平成29年5月頃に審査請求人が当庁に来訪された際に口頭で伝えている。

(ク) 諮問庁は、当該申出を受けて確認をしなければならない法的な義務が課されているわけではないところ、特定優良賃貸住宅に関する業務を所管する担当部局として、審査請求人の申出に対して確認を行ったものであると思料する。

このような確認であることを踏まえれば、諮問庁は確認した結果を審査請求人に対して伝えられれば、その申出に対しては十分に対応しているものと認められ、事実、諮問庁は口頭で審査請求人に対して回答を行っている。このような過程におい

て、諮問庁が確認した結果を、あえて文書として作成等していなかったとしても何ら不自然な点はない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成29年 7月 6日 諮問

8月17日 諮問庁からの弁明書の提出

平成30年 1月24日 諮問庁の職員の口頭理由説明（平成29年度第9回会議）

2月23日 審議（平成29年度第10回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。また、審査請求人から反論書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）